

静岡県告示第347号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月9日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
手石湊線	賀茂郡南伊豆町湊字大原条1228番の6から 賀茂郡南伊豆町湊字大原条1130番の39まで	平成31年4月9日

=====

静岡県告示第348号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月9日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号 414号	伊豆市修善寺字梁見317番の2から 伊豆市修善寺字梁見307番の4まで	平成31年4月9日

=====

静岡県告示第349号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月9日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

山中湖小山線	駿東郡小山町湯船字下原959番の39	平成31年4月9日
	駿東郡小山町湯船字下原1019番の1から 駿東郡小山町湯船字下原959番の40まで	